

別表第2（第4条関係）

抑制区域の名称	根拠法令等
国立公園特別地域	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域
河川区域・河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区
景観まちづくり推進地区	湯河原町景観条例（平成19年湯河原町条例第3号）第5条第2項に規定する景観まちづくり推進地区
国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定される有形文化財及び同法第109条第1項の規定により指定される記念物
県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定される有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定される記念物
町指定重要文化財（有形文化財・史跡名勝天然記念物）所在地	湯河原町文化財保護条例（昭和46年湯河原町条例第21号）第3条の規定により指定される有形文化財及び史跡名勝天然記念物
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地